

# 控訴審第8回裁判のご報告

令和3年12月8日  
原発被害救済千葉県弁護士事務局

## 1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

### (1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

#### ★第25準備書面(国の責任を肯定した高松高裁判決の内容とその正当性について)

##### ○概要

- ① 令和3年9月29日、高松高等裁判所は、仙台高裁判決(令和2年9月30日)・東京高裁判決(令和3年2月19日)と同様の判旨により、国の責任を肯定した。高松高裁は、長期評価の見解につき、以下のとおり、判示している。

・法に基づき設置された国の機関である推進本部(海溝型分科会)において、専門家集団が当時の科学的知見・歴史資料から確認できる既往地震の性質や規模、その震源域等に関する研究成果等の科学的な知見に基づいて、種々の見解・異論を踏まえて高度に専門的な審議を行った上で取りまとめられ、公表されたものであるから、相応の科学的信頼性を有するものと評価できる。

・「津波評価技術」(福島県沖の日本海溝沿いの領域については、波源(想定津波の発生領域)を設定しなかった。)より優位とはいえないまでも、同等という前提でこれを参照する必要がある。

高松高裁は、本件最大の争点である「長期評価の見解」の科学的知見としての信頼性を明確に肯定し、経済産業大臣がこれを電気事業法40条の技術基準適合命令に取り入れないことの不合理性を、肯定した。その上で、高松高裁は、平成14年段階において、想定津波に対し、防波堤・防潮堤等の設置に加えて、タービン建屋等の水密化及び重要機器室の水密化をも想定することが可能だったと判示し、結果回避可能性を肯定した。

- ② 東電の責任につき、高松高裁は、本件事故発生につき過失が認められ、その過失の程度は故意と実質的に同視し得る程度の重過失があるとまではいえないとしても、取るべき対応を適宜の時期にとらなかつたことは動かし難く、相当程度に重いことは明らかなと判示した。

高松高裁が、東電の悪質性につき言及し、本件で賠償すべき慰謝料額の増額事由としている。これは、極めて重要である。

- ③ 避難者の損害につき、高松高裁は、自主的避難等対象区域に居住していた避難者についても、放射線被ばくに対する恐怖や不安を感じ、これらの恐怖・不安から一時的に自主的避難を選択することに合理性が認められ、本件事故と相当因果関係があると、判示した。本訴訟の一審原告らに対しても、そのまま当てはまるものである。

そして、自主的避難等対象区域からの避難者について、高松高裁は、故郷喪失損害を否定しつつも、避難慰謝料・避難継続慰謝料いずれも、認めている。

#### ★提出した主な証拠

令和3年9月29日高松高裁判決、一審原告の陳述書

## **(2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠**

### **★1審被告東京電力共通準備書面(8)(木村真三氏の証人調書等を踏まえた主張)**

#### **○概要**

- ① 木村真三氏は、放射線が人体に与える影響について大学や大学院で専攻したことがなく、放射線の分野での指導教官と言い得る研究者がいないこと、原爆症の認定基準やICRP勧告の理解も不十分であること等からすると、放射線の健康影響に関する専門的知見を有するものではない。また、木村氏は、ニュートラルな立場から発言することをむしろ拒否していること等から中立かつ公平な立場ではなく、供述内容は信憑性に乏しい。

木村氏は、避難からの帰還の判断に際し、年間1ミリシーベルトを基準とすることが望ましい、と証言する。しかし、100ミリシーベルト以下の低線量被爆によって確立した科学的知見に関する証拠がないと判示する福岡高裁判決、年間1ミリシーベルトの追加被爆が健康に影響を及ぼすものと認めることはできないと判示する東京高裁判決を踏まえれば、木村氏の証言は誤っている。

- ② 別件で行われた証人尋問の結果、木村氏は、同訴訟の原告らの被ばく状況や健康影響等の事実関係について確認・把握しないまま意見書を作成していることが明らかになった。本訴訟で提出された意見書についても同じ状況と考えられることからすれば、木村氏の証言は、全体として、本件に関する事実認定の基礎となり得る専門的知見としての証拠価値を有さない。

### **★提出した主な証拠**

東京高等裁判所平成28年3月9日判決、文芸春秋2012年4月号の記事

## **(3) 被告国が提出した主張書面や証拠**

### **★第13準備書面**

#### **○概要**

- ① 本件は、規制権限不行使の違法性が肯定されたこれまでの最高裁判決の事案と異なり、規制権限不行使が問題となる時点において、いまだ被害は発生しておらず、また、かかる被害をもたらす原因となった事象も、その発生の機序の解明が未だ研究の途上にあり、科学的に判明していないことが多く、予測が困難な津波・地震といった自然現象である。「長期評価の見解」を公表した地震本部地震調査委員会ですら、本件地震の発生は「想定外」とする。

本件における国賠法上の違法性の判断においては、まずもってこのことに留意する必要がある。

- ② 令和3年1月21日東京高等裁判所判決は、以下のとおり、判示し、国の責任を否定している。

・規制権限不行使の違法性の考慮要素としての予見可能性が、結果回避義務を課すに足りる程度のものでなければならない。

・「長期評価の見解」の科学的知見としての合理性を判断するに当たっては、電気事業法40条所定の技術基準適合命令の発令要件の充足を判断させるに足りるだけの科学的、専門技術的な見地からの合理性を有するかどうかという観点から、「長期評価の見解」が公表されたのと同じ平成14年に、原子力発電所の設計想定の設定について、その時点で確立しており実用として使用するのに疑点のないものとして取りまとめられた「津波評価技

術」の存在も踏まえて判断すべきである。  
上記東京高裁判決は、国の主張と軌を一にする。

★提出した主な証拠

令和3年1月21日東京高等裁判所判決

**2 弁護団員による準備書面要旨の説明**

**3 今後の裁判の日程**

第9回口頭弁論期日

令和4年3月9日(水)14時

第10回口頭弁論期日

令和4年6月29日(水)14時

以 上